

景観まちづくり事業費補助金（散居景観モデル事業）について

景観まちづくり事業費補助金（散居景観モデル事業）の対象は、別表1の要件をすべて満たす地域で、補助内容は別表2のとおりです。

別表2のうち、「1 散居景観モデル地域の指定に向けた活動」は、地域で協定を締結し、モデル地域への申請を行うために必要な会議等の準備に要する経費の補助です。この事業への補助は、モデル地域への申請が行われた場合にのみ交付されます。

「2」～「6」については、モデル地域の指定を受けて行う取組に対しての補助事業です。なお、「4」、「5」にある景観重要建造物は、注釈のとおりです。

（注釈）景観重要建造物

景観重要建造物の指定の基準は、次のとおりです。

- ・地域のシンボルとして広く住民に親しまれているとともに、良好な景観の形成に寄与していること。
- ・地域の自然、歴史、文化などから、建造物の外観が景観上の特長を有していること。
- ・道路などの公共の場所から容易に眺めることができること。

指定の基準を満たす建造物について、所有者等の同意を得たうえで、砺波市景観まちづくり審議会の意見を聞き、市長が指定することとなります。

別表1（第3条関係）

地 域	要 件
散居景観 モデル地域 右の要件を すべて満た すものとし て市長が指 定する地域	1 砺波市景観まちづくり計画に規定する散居景観区域であること。
	2 自治会組織を最小単位とする地域又は20戸以上の住居が存在する20ヘクタール以上の区域（ただし、同一自治会組織内で一の区域に限る。）であること。
	3 高さ約8メートル以上の樹木3本以上を含む屋敷林に囲まれた住居が全体戸数のおおむね3割以上であること。
	4 砺波市景観まちづくり計画の景観まちづくり基準に加え、地域ぐるみの自主的な景観形成のために次に掲げるすべての事項を定めた協定（その有効期間が10年以上のものに限る。）を設けていること。 （1） 砺波市景観まちづくり計画及び協定に定める基準の遵守 （2） 敷地の緑化（屋敷林）推進の基準 （3） 建築物の位置、形態、色彩等の統一的な基準
	5 全体の3分の2以上の住居の代表者が4に定める協定を締結していること。

別表 2 (第 3 条関係)

区分	項目	補助対象経費	事業実施主体	補助率等
散居景観モデル事業	1 散居景観モデル地域の指定に向けた活動	景観まちづくりに関する協定の締結のために行う次の活動に要する経費 ・ 会議又は研修会の開催 ・ 意識調査、先進地調査等 ・ その他市長が適当と認めるもの	自治会組織等	補助対象経費の10分の10 (ただし、5万円を補助の限度額とし、1地域につき1回の補助を限度とする。)
	2 協定の運営	協定項目の推進のために行う次の活動に要する経費 ・ 会議又は研修会の開催 ・ 意識調査、先進地調査等 ・ その他市長が適当と認めるもの	散居景観モデル地域の指定を受けた自治会組織等	補助対象経費の10分の10 (ただし、年間10万円を補助の限度額とする。)
	3 樹木の管理等	散居景観モデル地域内すべての樹木(高さ10メートル以上の高木を除く。)を適正に管理するために必要な剪定、落ち葉処理等に要する経費		補助対象経費の10分の10 (ただし、1万円に協定を締結している住居の戸数を乗じて得た額を年間の補助の限度額とする。)
	4 景観重要建造物の管理等	景観重要建造物(伝統的の家屋の母屋に限る。以下、この表において同じ。)の外観の適正な管理等に対する奨励金		家屋(母屋)の固定資産税額に相当する額
	5 景観重要建造物の外観改修	景観重要建造物について行う次の改修に要する経費 ・ 屋根、外壁(下地を除く。)及び基礎の修復等 ・ その他市長が適当と認めるもの		当該改修を行う建物の所有者等(別表第1に規定する協定を締結している者に限る。)
	6 周辺景観との調和を目的とした建物の外観改修	伝統的の家屋等がある周辺景観との調和を図ることを目的として行う次の建物改修に要する経費 ・ 外壁を下見板張り、土壁等に変更するための改修 ・ 屋根を日本瓦に変更するための改修 ・ その他市長が適当と認めるもの		補助対象経費の2分の1 (ただし、50万円を補助の限度額とする。)

備考 本表の規定により算出する補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。